

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(概要)

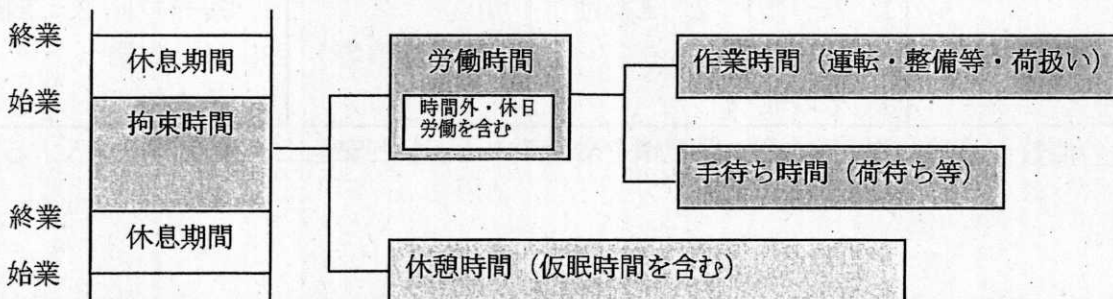
1 労働基準法による労働時間の基準 (労働基準法第 32 条、36 条)

労働時間	休憩時間を除いて 1 日 8 時間、1 週 40 時間
時間外・休日労働	労使協定で定めた限度内

2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示) (H1.2.9 労働省告示第7号)

貨物自動車運送事業については、上記のほかに告示により自動車運転者の拘束時間や運転時間等の基準が定められています。

区 分	主な内容
総 拘 束 時 間	1 か月 293 時間以内 (労使協定を締結した場合には、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲で 1 か月 320 時間まで延長可)
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 延長する場合でも最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週 2 回まで)
休息期間	1 日の休息期間は、継続 8 時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間毎の平均で 44 時間以内
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保 (分割する場合は 1 回につき 10 分以上の休憩で合計 30 分以上)
特 例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定時間における全勤務回数 ² の 2 分の 1 の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上。 ②2 人乗務 1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可 (ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合には、2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。



拘束時間：始業時刻から終業時刻までをいい、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間及び休憩時間を合計したものです。
休息期間：勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. その他 ()
積荷	品 名		
	(危険・有害性)	有・無 ()	
	数 量		
	総重量	kg (kg/個)	
	積 付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ()	
積込作業	作業の分担	取卸作業	作業の分担
	作業の分担		作業の分担
	作業の分担		作業の分担
作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
作業の分担	名	作業の分担	名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項	※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。		